

地方政治行政研究科

科目履修の方法

1. 本研究科における修士の学位は、大学院に2年以上在学し、修士論文の審査を受ける場合は所定の30単位以上又は特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合は所定の34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとして扱う。

【地方政治行政専攻：修士（政治行政）】

研究指導及び履修要件は、下記のとおりとする。

1) 修了に必要な所要単位数

(1) 修士論文の審査を受ける場合

分 野	単位数
【必修】 特別演習	単位は付与しない
【選択】 政治	8単位以上
【選択】 行政	8単位以上
【選択】 共通	8単位以上
計	30単位

(2) 特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合

分 野	単位数
【必修】 特別演習	単位は付与しない
【選択】 政治	8単位以上
【選択】 行政	8単位以上
【選択】 共通	8単位以上
計	34単位

- 2) 【必修】の演習は、1年次、2年次ともに履修し、指導教授による教育研究指導を受け、研究論文、研究報告（書）等を提出し、これらの集大成として修士論文又は特定の課題についての研究を完成させる。
- 3) 政治、行政、共通の各分野に配当されている授業科目から、それぞれ4科目以上（8単位以上）を履修し、
 - ・ 修士論文の審査を受ける場合は、30単位以上
 - ・ 特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合は、34単位以上を修得しなければならない。
- 4) 教育研究指導を担当する教員を指導教授とし、科目履修に当たっては、指導教授の指示のもと綿密な履修計画を立てる。
修士論文又は特定の課題についての研究の成果の完成度を高めるため、指導教授に限らず、他の教員による助言や指導を受けることができる。
- 5) 同一科目を再度履修することはできない。ただし、不合格の場合は、この限りではない。
- 6) 本学の他の研究科に定める授業科目のうち10単位を上限に履修を認め、修了要件として定める30単位又は34単位に含めることができる。
なお、修得した単位は、共通分野の単位に加算することとする。
- 7) 学生が研究科に入学する前に本学の大学院又は他大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科委員長に願い出て、認定を受けるものとする。ただし、6)に掲げる単位と合わせて10単位を超えないものとする。

試験について

授業科目の試験は、毎学期末に筆答、口頭試験、研究報告もしくはこれらの併用によって行います。

- (1) 前項のほか、研究科委員会が必要と認めた場合、追試験が行われます。
- (2) 授業に2/3（3分の2）以上の出席がなければ受験資格は与えられません。
- (3) 学位論文および最終試験に関する事項は拓殖大学学位規程並びに同細則の定めるところによります。

成績評価について

- (1) 成績は、科目担当教員が試験（筆記、口頭、実技等）、レポート、授業参加状況（出席・発表等）を総合的に判断して評価します。評価基準は、科目担当教員によって異なりますので、講義要項に記載されている成績評価の方法を参照するか、直接科目担当教員に確認してください。
- (2) 成績は、原則として**素点（0～100）**で発表されます。
ただし、次のような表示で発表される場合もあります。
[---] 印：未受験（試験等を未受験の場合）
[XXX] 印：評価に値せず（出席不良等で評価に値しない場合）
- (3) 成績の最終評価は、S・A・B・C・Fで表記します。評価基準は次のとおりです。

合 否	合 格（単位修得）				不 合 格※
素 点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点・[---]・[XXX]
最終評価	S	A	B	C	F

※不合格となった科目は、次年度以降、学業成績表の「不合格科目欄」に記載されます。